

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「誰もが価値創造に夢中になれる世界」というビジョンのもと、「本気で課題に挑む人たちと事業を通して社会にポジティブなアップデートを仕掛けていくこと」をミッションとしています。

“Sun”は「太陽」。地球上のすべての生命を育むインフラです。“*(Asterisk)”は、多くのプログラミング言語で掛け算を表す記号であり、“Sun*”の社名には、顧客、社員、ビジネスパートナー、地域社会、株主、その他機関など様々なステークホルダーとのコラボレーションを通じて、その光で世界を明るく照らし育んでいく、という意志が込められています。

全人類が生まれた時から持っているクリエイティブへの情熱を呼び起こし、「誰もが価値創造に夢中になれる世界」を実現するためには、人、社会、地球が健全であることが前提となります。

これらの考え方のもとで、長期的な視点で持続的に社会価値と経済価値を創出できるよう、様々なサステナビリティに関する取り組みを、Sun*が展開する全ての国、地域、事業で横断的に継続しています。

上記のビジョン・ミッション及びサステナビリティに関する基本方針やそれを踏まえた経営方針などを効果的に実現し、中長期的な企業価値の向上を目指した経営を推進するための基盤として、当社グループに適したコーポレート・ガバナンス体制の構築とそのさらなる高度化に取り組んでいます。具体的には、次の二つを実施することで、効果的なグループ経営の実現に継続的に取り組んでいます。

(i) 執行側から独立した社外取締役が相当数を占める取締役会が、監査等委員会、任意の指名報酬委員会を活用しながら、経営に対する実効性の高い監督を行い、健全かつ透明性のある経営の仕組みを構築・維持する。

(ii) 取締役会がグループ経営に関する基本方針その他重要事項について決定するとともに、業務執行取締役に対して、それぞれの責任範囲を明確にしたうえで業務執行に関する決定権限を委譲することにより迅速な意思決定を可能にする。

上記に照らして、当社は、会社法上の「監査等委員会設置会社」を経営の機関設計として採用するとともに、業務執行の監督機関である取締役会の執行側からの独立性の確保、取締役会での活発な議論を可能にするための適正な規模の維持、任意の委員会設置などにより適切な機能の発揮等に関する独自の制度上の工夫を追加しています。

これまで継続的に行ってきました取り組み

2019年3月 監査等委員会設置会社移行、社外取締役2名選任

2019年10月 社外取締役の選任理由・独立性に関する状況策定

2020年7月 東京証券取引所マザーズ市場に上場

2021年3月 女性取締役1名選任

2021年10月 任意の指名報酬委員会設置

2022年3月 社外取締役3名、女性取締役2名

2022年12月 東京証券取引所プライム市場に上場(市場区分変更)

当社のコーポレート・ガバナンスの概要は、当社ホームページ上においても公開しています。

当社ホームページ上の関連URL:<https://sun-asterisk.com/sustainability/corporate-governance/>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、2020年3月開催の定時株主総会より、インターネットによる議決権行使の受付を実施しています。

招集通知の英訳については、海外投資家比率が高くないため現時点では実施していませんが、将来、海外投資家比率が充分に高まった場合には別途検討の上、実施します。

【補充原則4 - 1 - 2】

当社は前述のビジョン・ミッションのもと、中長期的な成長戦略として、当社の強みである、事業創造力と価値創造型人材力、スタートアップスタジオのサービスモデルの特性を活かした、新たな収益モデルの比率を国内外ともに増やし、ビジネスモデルの多様化により強固で成長率と収益率の高い事業にしていくことを掲げています。

当社のビジネスドメインであるIT業界は、事業環境の変化が激しい業界であるため、3年から5年間の固定的な中期経営計画に固執することはかえって環境変化への対応を遅らせ、機動的な経営判断が実施できないリスクが高いと判断しています。

そのため当社では、毎年、次の3ヶ年に係るシミュレーションを予算編成と合わせて審議しており、本シミュレーションに基づいた当期業績予想を決算短信発表時に開示していますが、中期経営計画という形では公表・開示していません。本シミュレーションに基づいた業績予想の達成状況につきましては、取締役会において原因や課題について分析を行い、決算説明会等の株主との対話の場において、説明を行っています。

【補充原則4 - 1 - 3】

当社では複数名の業務執行取締役が共同で経営に当たっており、全員が経営幹部及び従業員に対して指導、育成に関わっています。また、当社は能力・経験・資質を勘案して、CEO等を指名するものとしていますが、当社においてはCEOの経験を有し、その職務を行える取締役が複数

名存在しており、後継者問題は当社にとって喫緊の課題ではないため、現時点においてはCEO等の後継に関する具体的な計画はありません。今後、社外取締役の過半数で構成される任意の指名報酬委員会のアジェンダの一つとして、後継者計画の立案について検討していく方針です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの趣旨・精神に鑑み、各原則に対する当社の取り組みを「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」として、次のとおり当社ホームページに掲載しています。

当社ホームページ上の関連URL: <https://sun-asterisk.com/sustainability/>

また、コーポレートガバナンス・コードにおいて開示すべきとされる以下の事項については、当社ホームページ上の「コーポレートガバナンス・コードに関する当社の取り組み」における記載内容のうち、該当原則に対する各記載内容を参照ください。

- ・原則1 - 4: 政策保有株式
- ・原則1 - 7: 関連当事者間の取引
- ・補充原則2 - 4 - 1: 中核人材の登用等における多様性の確保
- ・原則2 - 6: 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮
- ・原則3 - 1: 情報開示の充実
- ・補充原則3 - 1 - 3: サステナビリティについての取組み
- ・補充原則4 - 1 - 1: 経営陣に対する委任の範囲
- ・原則4 - 9: 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質
- ・補充原則4 - 10 - 1: 指名委員会、報酬委員会の権限・役割等
- ・補充原則4 - 11 - 1: 取締役会の多様性に関する考え方等
- ・補充原則4 - 11 - 2: 社外役員の兼任状況
- ・補充原則4 - 11 - 3: 取締役会全体の実効性に関する分析・評価・開示
- ・補充原則4 - 14 - 2: 取締役に対するトレーニング方針
- ・原則5 - 1: 株主との建設的な対話に関する方針

なお、「補充原則4 - 11 - 3: 取締役会全体の実効性に関する分析・評価・開示」につきましては、2025年1月15日開催の取締役会において、当該実効性評価の結果の確認および今後の課題共有を行いましたので、その概要をお知らせいたします。

1. 分析・評価の方法

- (1) 当社取締役会において協議を重ね、評価の方法およびプロセスについて定めました。
 - (2) 在任取締役全員(監査等委員である取締役を含みます)に対してアンケートを実施し、回答を得ました。
- 評価項目:a.取締役会の構成、b.取締役会の議案、c.取締役会の運営、d.取締役会を支える体制
- (3) アンケートへの回答内容をもとに取締役会において意見交換を行い、今後の取り組みについて審議しました。

2. 分析・評価結果の概要

- アンケートおよびディスカッションの結果、取締役会の実効性が高いレベルで維持されており、取締役会において本質的な議論が行われていることが確認されました。当社取締役会の役割に鑑み、以下の観点から、取締役会全体としての実効性が高い状態で維持されていると判断しました。
- ・経営企画部門や内部監査部門等との連携による取締役に対する十分な支援によって、各取締役が経験や専門性を活かし、建設的な議論がなされている。
 - ・企業価値向上に向け、資本政策やグループ業績の向上に関する議論が活発になされている。

一方、取締役会の実効性を高め、企業価値を向上し続けるために、以下の項目をさらに取り組むべき課題と確認しました。

- ・中長期な経営課題および計画に関する継続的な議論
- ・取締役会資料の拡充および事前資料共有等の運用改善
- ・取締役への関係法令・規制等の情報提供やトレーニング機会の提供・斡旋実施

3. 今後の対応

今回のアンケートおよびディスカッションの結果を踏まえ、グループのあるべきガバナンスについて取締役全員で議論した結果、2025年度は、以下の項目に重点的に取り組むことを確認しました。

- 中長期な経営戦略等の重要アジェンダに関する議論
- 取締役会資料の拡充および事前資料共有等の運用改善
- 取締役への関係法令・規制等の情報提供やトレーニング機会の提供・斡旋実施等を通じた取締役会支援の拡充

当社は、以上の取り組みを行うことにより、引き続き、取締役会の実効性向上、コーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
平井 誠人	11,654,000	30.95
服部 裕輔	5,394,000	14.32
FUJIMOTO KAZUNARI-DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE (常任代理人 大和証券株式会社)	3,220,900	8.55
小林 泰平	3,160,000	8.39
日本マスター・トラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,324,100	3.51
高倉健一	1,170,900	3.11
大和証券株式会社	568,090	1.50
BBH FOR GRANDEUR PEAK INTERNATIONAL OPPORTUNITIES FUND (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	400,300	1.06
石塚保行	307,500	0.81
野村證券株式会社	293,996	0.78

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 プライム
決算期	12月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
小澤 稔弘	他の会社の出身者										
石井 絵梨子	弁護士										
石渡 万希子	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小澤 稔弘				<p>長年にわたりIT関連事業や上場企業経営に携わり、IT活用や企業統治に関する豊富な経験と広い見識を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができることから、監査等委員として適任と判断し選任しています。</p> <p>当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。</p>
石井 絵梨子				<p>弁護士として企業法務やガバナンスについての幅広い見識と豊富な経験を有しており、それらに基づき、当社の経営の監視を客観的に行っていただくことで、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図ることができることから、監査等委員として適任と判断し選任しています。</p> <p>当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。</p>
石渡 万希子				<p>金融機関や外資系日本法人の経営等を通じて培った幅広い経験に加え、マーケティング・人材育成・コーチングに精通しており、幅広い経営的視点からの助言及び提言を期待し、社外取締に選任しています。</p> <p>当社は、同氏が、東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、また、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものと判断し、独立役員及び社外取締役に指定しています。</p> <p>(注)石渡万希子氏の戸籍上の氏名は村瀬万希子です。</p>

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、業務執行に係る監査を行うとともに、各監査等委員が取締役会の決議において議決権を行使できるようにすることで、経営に対する監督機能の強化を図ることが出来ると判断し、監査等委員会の設置を行っています。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会と会計監査人は、監査計画、監査実施状況、その他必要に応じて情報交換、意見交換等を行い、それぞれの立場で得られた情報を共有することにより、監査の実効性と効率性の向上に努めています。直近期は四半期ごとの監査報告会及び意見交換会を実施しています。内部監査部門として、内部監査室を設置しています。監査等委員会は定期的に内部監査室から内部監査の報告を受けるとともに、意見・情報交換を行うことで、相互連携を深め監査の実効性確保に努めています。加えて監査等委員会及び内部監査室は、会計監査人より監査結果報告等を

聴取することで、情報の共有を図り、監査機能の有効性・効率性を高めるための取組みを行っています。直近期は、常勤監査等委員、会計監査人、内部監査室長の3者で、内部監査や内部統制に関する打ち合わせなども実施しています。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社は、任意の指名報酬委員会を設置することで、客觀性・適時性・透明性のある取締役の選任及び報酬決定の手続を確立しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
---------	----

その他独立役員に関する事項

社外取締役3名はいずれも一般株主と利益相反の生じることはないと判断しており、社外取締役3名全員を独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------------------

該当項目に関する補足説明

当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として、ストックオプション制度に準じた制度として時価発行新株予約権信託を活用したインセンティブプランを有しています。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の監査役、子会社の従業員、その他
-----------------	---

該当項目に関する補足説明

当社グループの現在及び将来の役職員等に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与や優秀な人材のリテンションを目的として導入しています。なお、多様な契約形態での働き方が増加している昨今の状況を踏まえ、中長期的な企業価値向上に貢献してもらえる顧問・業務委託先等の社外協力者についても役職員と同様に付与対象者としています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載していません。
取締役の報酬は、それぞれ総額で開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬については、株主総会決議により取締役(監査等委員である取締役を除く)及び監査等委員である取締役の限度額をそれぞれ決定しています。各取締役の報酬額は、独立社外取締役の過半数により構成される任意の指名報酬委員会の諮問を受け、取締役会にて各取締役の職責、業務執行状況、担当事業の業績及び指名報酬委員会及び監査等委員会の答申を踏まえ決定し、監査等委員である取締役については監査等委員会において監査等委員である取締役の協議により決定しています。

2024年12月期の取締役の業績運動報酬等は事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標(KPI)を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結売上高及び連結EBITDAの目標値に対する達成割合に応じて算定された額を支給する方針とし、2023年2月22日の取締役会において、2021年1月20日の取締役会で決議した「取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針」の一部改定を行っています。

詳細については、次のとおり当社ホームページに掲載しています。

当社ホームページ上の関連URL: <https://sun-asterisk.com/sustainability/corporate-governance/>

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役は、代表取締役、内部監査室、内部統制部門及び会計監査人と定期的に、適時に会社の業績、現況、問題点、課題などに関する情報交換を行うことで緊密に相互連携を図りつつ、監査及び経営監督の実効性を確保しています。社外取締役及び監査等委員に係る専従の従業員は配置しておらず、いずれも経営管理本部が窓口となっています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

<取締役会>

取締役会は、7名の取締役により構成され、うち3名が監査等委員です。独立社外取締役は3名(うち監査等委員は2名)です。原則として1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催され、経営上の重要な意思決定を行うとともに、各業務執行取締役の業務執行報告を受け監督を行っています。また、社外取締役は、社外の独立した立場から経営に対する適切な指導を行っています。

<監査等委員会>

監査等委員会は、常勤監査等委員である社内取締役1名(二本柳健)と社外取締役2名(小澤稔弘及び石井絢梨子)で構成されています。監査等委員は、取締役会及び重要な会議に出席し又は資料を閲覧若しくはその報告を通じて業務執行取締役の職務執行の監査を行っています。監査等委員は、監査計画に基づく監査を実施し、監査等委員会を1ヶ月に1回と必要に応じ適時に開催しています。また、内部監査室及び会計監査人との間で意見交換を行うことにより、職務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監査の実効性を高めています。

<指名報酬委員会>

当社では、取締役の指名・報酬等に係る手続きに関して社外取締役が適切に関与し客觀性・透明性を強化するため、2021年10月に取締役会の諮問機関として任意の指名報酬委員会を設置しています。

本委員会で取締役の指名・報酬等に関する事項について審議し取締役会に答申を行い、取締役会では本委員会の答申を踏まえて決議を行うこととしています。

本委員会は、取締役会の決議によって選任された委員で構成され、独立性を確保するためその過半数を独立社外取締役としています。また、委員長は独立社外取締役である委員の中から本委員会の決議により選定しています。

<経営会議>

経営会議は、常勤取締役4名及び執行役員1名で構成されており、原則として1週間に1回と必要に応じ適時に開催され、重要事項の審議・報告を行なっています。また、議案に応じて、子会社の取締役や各サービスラインの本部長、経営管理部門の室長クラスを交えて審議を行います。常勤監査等委員は、経営会議における審議プロセスの健全性や適正性を監査する目的で同会議に参加しています。

<内部監査室>

経営全般にわたる制度や業務執行状況における合法性、合理性、有効性、効率性および信頼性が確保されているかを監視し、その状況の評価・

検証をすることを目的に、内部監査室を設置しています。内部監査室は、定期監査または必要に応じて実施する臨時監査により、会計、業務、効率性・経済性、遵法性、内部統制に関する監査を実施しています。また、内部監査の結果を代表取締役、取締役会および監査等委員会に報告し、発見された問題点については改善に向けての助言・提案を行い、改善状況のチェックを通じて内部統制レベルを引き上げています。

<リスクマネジメント委員会>

リスクマネジメント委員会は、コンプライアンス、情報セキュリティを始めとする多岐にわたる経営上のリスクを横断的に管理していく会議体です。代表取締役を委員長とし、当社及び子会社の本部長クラス、経営企画、法務、情報システム、内部監査部門の室長クラス、常勤監査等委員で構成され、経営上のリスクの洗い出しから対応策の検討及び推進を行っています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、取締役会、監査等委員会および会計監査人を設置するとともに、内部監査室を設置しています。これら各機関の相互連携および監査等委員が経営の意思決定に加わることによって監査・監督機能が強化され、コーポレート・ガバナンス体制の一層の充実が図れるものと判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の議案検討時間を十分に確保するため、早期の招集通知発送に努めています。第9回定時株主総会以降において、当社及び東京証券取引所のWebサイトに招集通知の発送前公表を行っています。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会開催日につきましては、他社の株主総会が集中する日を避け、多くの株主にとって出席しやすいと思われる日の選択に努めています。また、可能な限り多くの株主とコミュニケーションを図るため、第9回定時株主総会以降において、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会として実施をしています。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会においてインターネットによる議決権の行使の方法を用意し、株主が議決権行使しやすい環境を整えています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株主構成の推移等を踏まえ、議決権電子行使プラットフォームへの参加を検討していきます。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき事項と考えています。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページ上のIR専用ページにて公表しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けに定期的に説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しています。原則、年2回、個人投資家向けに説明会を実施する予定です。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	アナリスト・機関投資家向けに定期的に説明会を開催し、代表取締役が業績や経営方針を説明しています。原則、年4回、アナリスト・機関投資家向けに説明会を実施する予定です。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	主に個別面談形式にて説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ上のIR専用ページにて、決算短信、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書、その他開示資料を適時掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	適時開示及びIR業務の担当部署である経営管理本部で適時適切に実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は株主、投資家、取引先をはじめとする様々なステークホルダーの信頼を得ることが事業拡大において重要であると考え、事業活動を展開しています。コンプライアンス・マニュアルにおいて、その基本姿勢や行動指針を定めるとともに、適時開示規程においても、ステークホルダーに適時適切かつ公平な情報提供を行うことを定めています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、「誰もが価値創造に夢中になれる世界」というビジョンを掲げ、デジタル・クリエイティブスタジオ事業を通して、産業のデジタルトランスフォーメーションの推進を行っています。その重要な基盤として、テクノロジー人材の育成にも力を入れています。当社では、毎年ベトナムの地方の貧困地域の小学校に訪問し子供たちに寄付を行っている他、ベトナム、マレーシア、インドネシアの大学と提携しITや日本語教育の教師をボランティアで派遣するなど、質の高い教育の無償提供に取り組んでいます。こうした当社の取り組みは、国連が採択した「SDGs(持続可能な開発目標)」の実現に向けて貢献できる部分が大きいと考えてあり、継続的にサービスを通して社会の持続的発展に貢献していく予定です。
ステークホルダーに対する情報提供に関する方針等の策定	当社の会社情報を適時適切にわかりやすく提供するため、ホームページ、IRサイト、決算説明会等の充実を図ることにより積極的な情報提供を行う方針です。
その他	当社は、法令や証券取引所が要請する開示情報以外に、四半期毎に決算説明資料との説明会動画を当社のホームページ上に公表しています。さらに、毎年非財務情報についても当社ホームページ上にサステナビリティに関するページを設け、補足説明とともに開示する等して、分かりやすい情報発信に努めています。 当社ホームページ上の関連URL: https://sun-asterisk.com/sustainability/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、以下のとおり定める内部統制システム構築の基本方針に従って体制を構築するとともに、運用の徹底を図ることでコーポレートガバナンスの維持・強化に努めています。

(1)当社及びグループ会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

a. 企業の存続のためにはコンプライアンスの徹底が不可欠であるとの認識のもと、「コンプライアンス・ポリシー」及び「コンプライアンス規程」を制定し、法令遵守を徹底するとともに、リスクマネジメント委員会を設置し、社内研修及び教育活動を通じて周知徹底を図るなど、企業倫理の確立に努めています。

b. 代表取締役直属の内部監査室が、監査等委員会・会計監査人との連携・協力のもと内部監査を実施しており、業務の適法かつ適切な運営と内部管理の徹底を図っています。また随時、問題点や今後の課題などを代表取締役に報告する体制を整備しています。

c. 法令違反に該当する行為の早期発見やは是正を目的とした「内部通報規程」に基づき、社内からの通報に対する適正な処理の仕組みを構築し、運用しています。

(2)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、法令、定款、及び「文書管理規程」、「情報セキュリティ基本方針」等の社内規程、方針等に従い、文書(紙又は電磁的媒体)に記録して適切に保管、管理する体制をとっています。取締役はこれらの文書を閲覧することができます。

当該文書には、株主総会議事録、取締役会議事録、監査等委員会議事録、経営会議議事録、これらの議事録の添付書類、その他取締役の職務の執行に関する重要な文書があります。

(3)当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

a. 日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予想して計測するとともに、予防に努めています。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役に報告され迅速かつ適切な措置を講じています。

b. 個人情報を始めとする情報セキュリティに関するリスクについては、リスクマネジメント委員会を設置し、情報セキュリティリスクを管理し、継続的にリスクの回避や軽減を実践し、情報セキュリティの維持、向上を図ります。

c. その他の有事においては、代表取締役を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築します。

(4)当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しています。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しています。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じています。

(5)当社及びグループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

a. 関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って経営管理部門が統括管理し、各関係部門が連携して行っています。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けています。

b. 当社と子会社は、企業集団として当社グループ共通の価値基準を共有し、一体性を有します。当社の内部監査室は、当社が定める「内部監査規程」に基づき、当社のみならずグループ会社も監査対象として内部監査を実施しています。

(6)監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、取締役及び使用人の他の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項並びに監査等委員会の当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

a. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を求めた場合は、内部監査室においてこれを補助します。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かないものとします。

b. 内部監査室の従業員の異動、評価等は、監査等委員会の意見を尊重して行うものとし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するように努めます。

c. 内部監査室の担当者は、監査等委員会に出席し、監査等委員会より指示された業務の実施内容及び結果につき報告を行うこととしています。

(7)当社及びグループ会社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他監査等委員会への報告に関する体制

a. 代表取締役及び業務執行取締役は、毎月開催される取締役会において、随時その担当する業務の執行について報告を行います。また、常勤の監査等委員は経営会議にも出席し、監査等委員会において他の監査等委員に対し経営会議における議題及び審議の経過を報告することとしています。

b. 取締役及び従業員は、法令等の違反行為等、当社に重大な損害を及ぼすおそれのある事実が発見された場合には、「取締役会規程」、「コンプライアンス規程」、「内部通報規程」の定めに従い、直ちに監査等委員会に対して報告を行うこととしています。

(8)前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

「内部通報規程」において、取締役及び従業員が監査等委員会に直接報告できるものとし、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを禁止することを定め、その旨を周知しています。

(9)監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に限る。)について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

a. 監査等委員会がその職務の執行について、当社に対し会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払の請求をした場合、当該費用又は債務が監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

b. 監査等委員会が、独自に外部専門家を監査等委員の職務の執行のために利用することを求めた場合、監査等委員の職務の執行に必要でない場合を除き、その費用を負担します。

(10)その他監査等委員会の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

a. 監査等委員会は、会計監査人・内部監査室と連携・協力して監査を実施しています。また、代表取締役と定期的に意見交換の機会を設けています。

b. 常勤の監査等委員は、経営会議に出席し、重要事項の報告を受ける体制をとっています。また、リスクマネジメント委員会等へも出席し、インシデント等の情報共有を行っています。

(11)財務報告の信頼性及び適正性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性及び適正性を確保し、また金融商品取引法に定める内部統制評価制度への適切な対応を図るため、取締役会において財務報告に係る内部統制の基本方針を定めています。また、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、当該システムが有効かつ適正に機能しているか継続的に評価を行い、不備に対する必要な是正措置を講じるものとしています。

(12)反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及び社内体制の整備状況

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、その排除に努めるとともに毅然とした姿勢で組織的な対応を図り、取引関係等の一切の関係を持たない方針を堅持しています。なお、反社会的勢力排除に対応するための部署及び対応マニュアルは設置済みですが、引き続き社内体制の整備強化、及び警察等の外部機関や関連団体との連携等に今後も継続的に取り組んでいきます。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、反社会的勢力に対しいかなる場合においても金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本方針としています。そのために、当社は、「反社会勢力対策規程」、「反社会的勢力対応マニュアル」及び「反社会的勢力調査の確認手法等について」を制定し、上記の基本方針と併せて、社会正義を貫徹し顧客市場からの信頼勝ち得るべく反社会的勢力の不当な介入を断固として排除すると定めています。反社会的勢力の排除を推進するために、民暴にかかるトラブルの担当責任者を経営管理本部長とし、反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたときまたは暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出るものと定めています。また、取引先等に関しては、必ず「反社会的勢力調査の確認手法等について」に基づいた、株式会社日本経済新聞社のデータベースを検索する方法及びインターネット(グーグル)検索を実施して、反社会的勢力との関係を調査するものと定めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

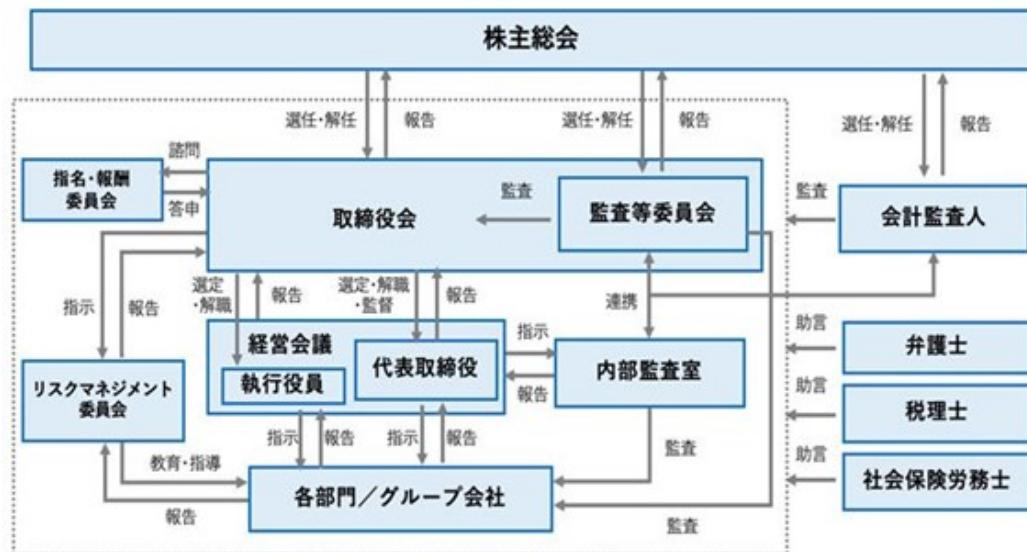
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制及び適時開示手続きに関するフローの模式図を参考資料として添付しております。



【適時開示体制の概要（模式図）】

<決算情報・決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー>

